

京 都 労 働 局
平成 22 年 5 月 26 日
PM 4 : 30 発表

経済記者クラブ 同時レク
府政記者クラブ 同時資料配付

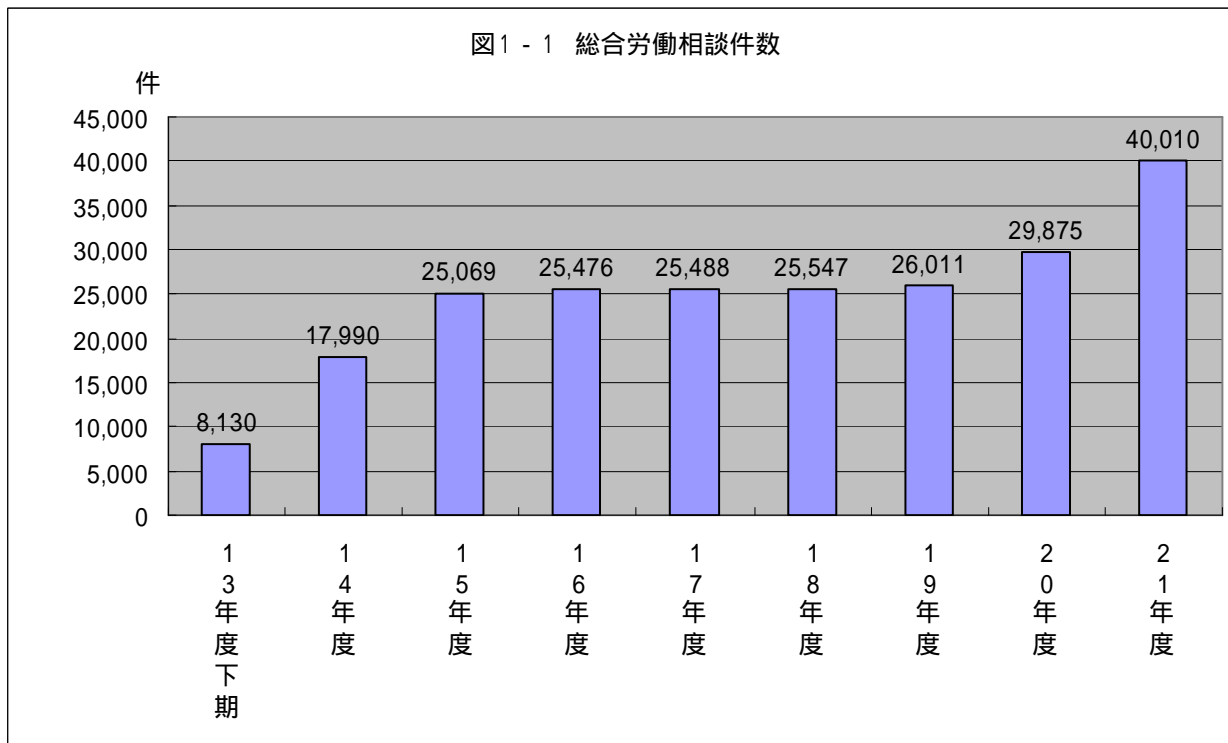
担 当	京都労働局 総務部 企画室	
	企画室長	西田 信吾
	室長補佐	坂口 かつ子
	電話	075 -241 - 3212

平成 21 年度 個別労働紛争解決制度の運用状況
総合労働相談件数は約 40,000 件。約 34% 増加

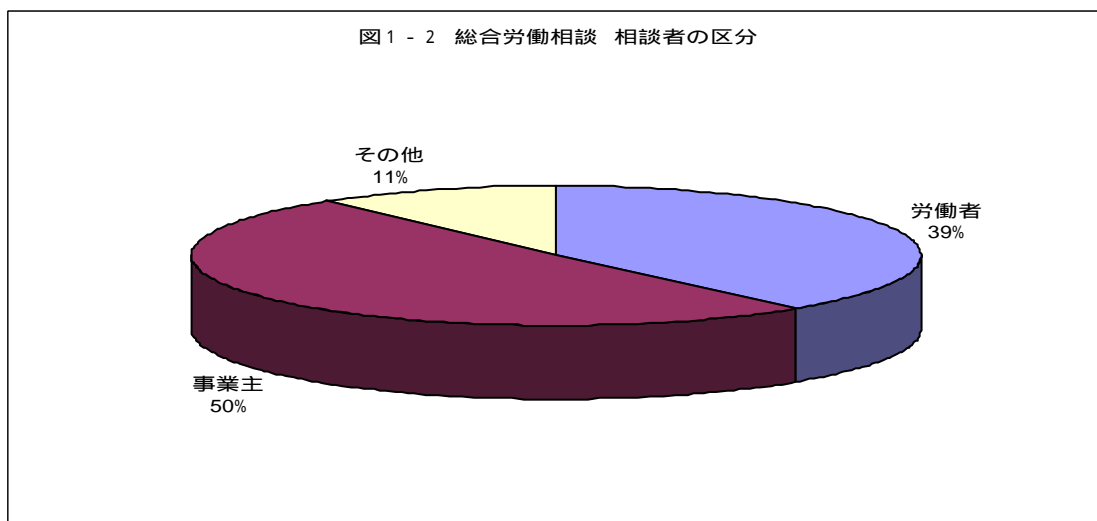
<p>【 個別労働紛争解決制度について 】</p> <p>様々な労使トラブルのうち、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法令違反が認められる場合は、労働基準監督官が監督指導により、その是正に当たっているが、これら強行法規に規定のない民事上の労使トラブルにおいては、個別労働紛争解決制度による問題解決の努力を図っている。</p> <p>京都労働局は京都府内 9 ヲ所に総合労働相談コーナーを設置し、幅広く労働相談に対応している(総合労働相談コーナーの連絡先、所在地は別紙のとおり)。</p> <p>相談には、一般的な労働関係法令の解釈や関係判例の動向についての相談、具体的な個別の労働紛争に関する事案に即した解決策についての相談がある。後者の場合でも、法令違反に当たらない場合は、まず、当事者間での自主的な問題解決を援助すべく、解決に向けての適切なアドバイスと情報提供を行っている。</p> <p>しかし、当事者間だけでは解決しない場合には、簡易、迅速、無料の裁判外の紛争解決手段として、労働局長の助言・指導や学識経験者等で構成される紛争調整委員会によるあっせん制度を設け、紛争の円満な解決に努めている。</p>																
<p>【 運用状況の概要 】</p> <p>京都労働局は平成 21 年度の個別労働関係紛争解決制度の実施状況を取りまとめた。概要は、以下のとおり。</p> <table><tr><td>1</td><td>総合労働相談件数</td><td>40,010 件</td><td>(33.9%増)</td></tr><tr><td></td><td>うち民事上の個別労働紛争相談件数</td><td>7,044 件</td><td>(8.6%減)</td></tr><tr><td>2</td><td>助言・指導申出受付件数</td><td>190 件</td><td>(38.7%増)</td></tr><tr><td>3</td><td>あっせん申請受理件数</td><td>179 件</td><td>(21.5%減)</td></tr></table> <p>(増減率は、平成 20 年度実績と比較したもの。)</p> <p>総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数は、平成 13 年 10 月の個別労働紛争解決法施行以降年々増加し、平成 21 年度は約 40,000 件に達する大幅な増加となった。</p> <p>相談の内容は、法違反の是正のため行政指導の実施等を求めるものが全体の 41%、法令・制度の問い合わせが 36%、民事上の個別労働紛争が 17%となっている。民事上の個別労働紛争の内容は、解雇・雇止め、退職勧奨、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ外であった。</p> <p>また、平成 21 年度の助言・指導申出件数及びあっせん申請件数については、あっせん申請件数は前年に比べて減少したものの、助言・指導申出件数は大きく増加し、助言・指導とあっせんを合わせた件数は過去最高となっており、本制度が裁判外紛争処理制度(ADR)として広く認知、活用されていることが認められる。</p>	1	総合労働相談件数	40,010 件	(33.9%増)		うち民事上の個別労働紛争相談件数	7,044 件	(8.6%減)	2	助言・指導申出受付件数	190 件	(38.7%増)	3	あっせん申請受理件数	179 件	(21.5%減)
1	総合労働相談件数	40,010 件	(33.9%増)													
	うち民事上の個別労働紛争相談件数	7,044 件	(8.6%減)													
2	助言・指導申出受付件数	190 件	(38.7%増)													
3	あっせん申請受理件数	179 件	(21.5%減)													

1 総合労働相談関係

- (1) 京都労働局をはじめ府内9ヵ所に設けている総合労働相談コーナー等において、平成21年度に寄せられた総合労働相談(個別労働紛争相談をはじめ法令・制度の問い合わせ、法違反の是正を求める等労働分野に関する相談)の件数は、引続き増加し、対前年度比で33.9%増、件数で40,010件と制度発足以降、最多となった(図1-1)。



- (2) 総合労働相談における相談者の区分をみると、使用者からの相談が前年度より13%増加し50%、労働者からの相談が39%とであり、本制度が労働者だけでなく事業主からも多く利用されており、また、労働者や事業主の家族、友人、知人等の周辺にいる人々からの相談も11%を占めており、労働に関する相談制度として広く活用されていることが推測される(図1-2)。



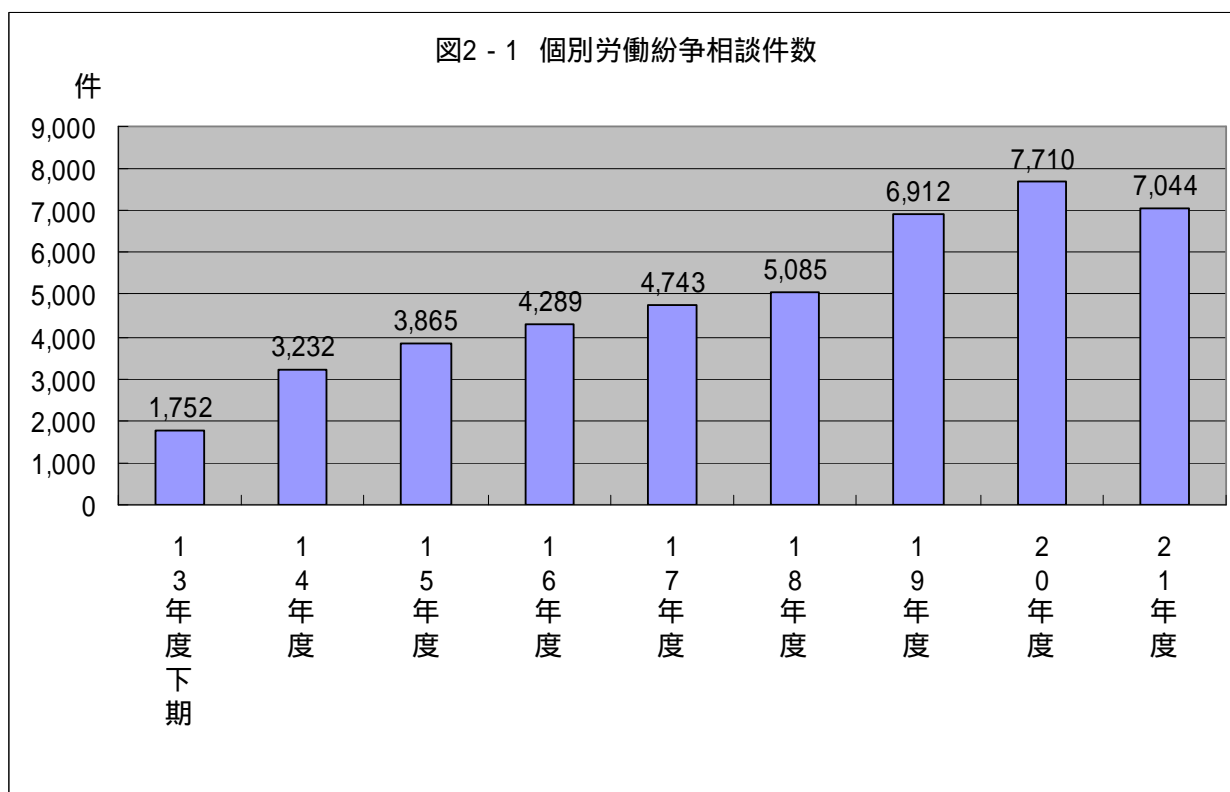
(3) また、相談内容では、「法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの」が41%と最も多いが、前年度と比較して「法令・制度の問い合わせ」が20ポイント増加し、2番目に多くなっている。民事上の個別労働紛争は17%と割合が減少している。

表1 総合労働相談の相談内容の区分

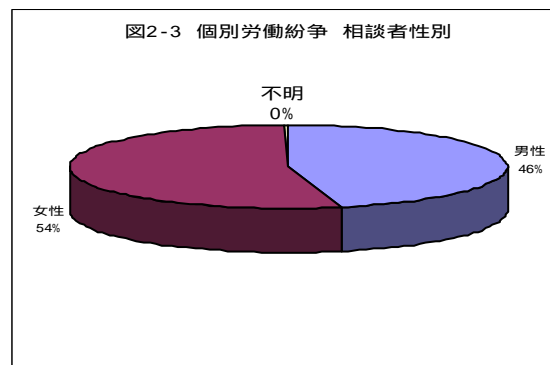
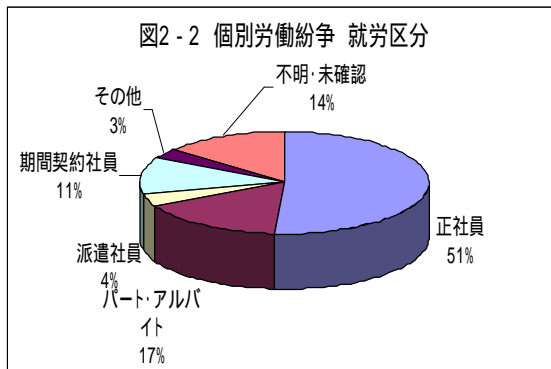
総合労働 相談の区 分	区分	割合(%)
	法違反の是正や行政指導の実施を求めるもの	41%
	法令・制度の問い合わせ	36%
	民事上の個別労働紛争	17%
その他	6%	

2 個別労働紛争相談（労働基準法等の法令違反を伴わない、いわゆる民事上の個別的な労働関係の紛争に関する相談）関係

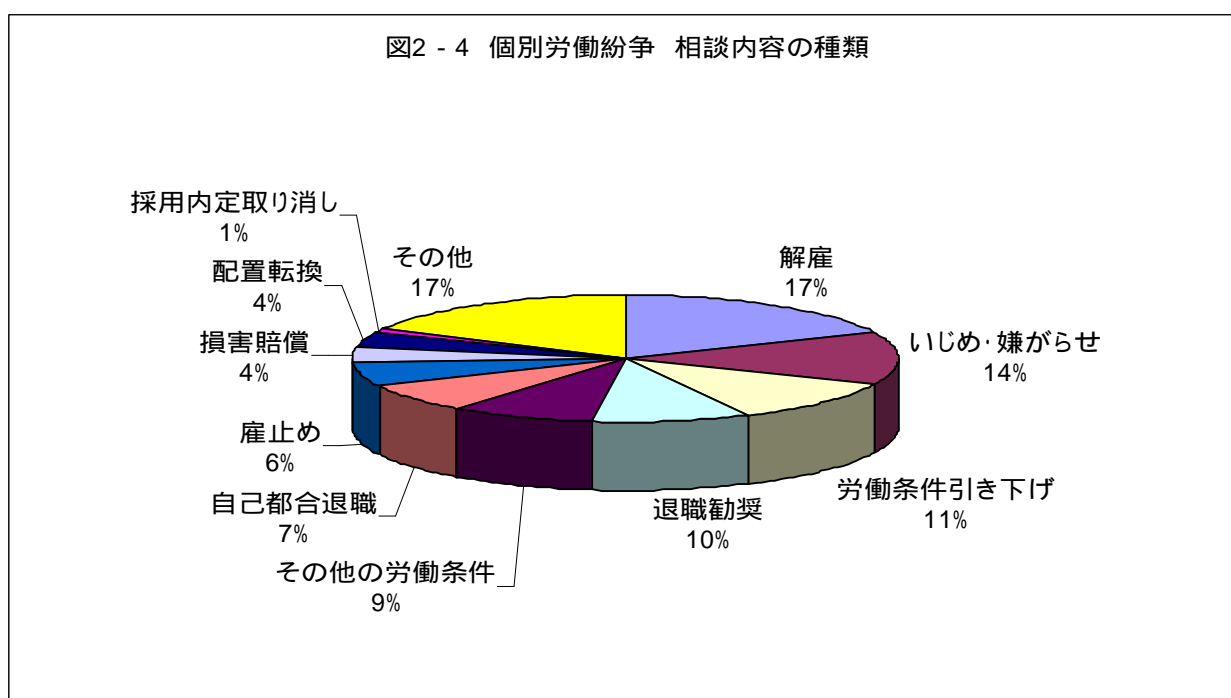
(1) 個別労働紛争相談は7,044件と、過去最多であった20年度から8.6%減少したものの、相談件数が急増した平成19年度を上回っている(図2-1)。



(2) 個別労働紛争相談における労働者の就労区分をみると、正社員からの相談が51%と半数を超える一方、パート・アルバイト、派遣労働者や期間契約社員等の非正社員の割合も32%を占めている(図2-2)。性別では、女性54%、男性46%となっている(図2-3)。



(3) 相談内容を種類別にみると、解雇(17%)、いじめ・嫌がらせ(14%)、労働条件引下げ(11%)、退職勧奨(10%)の順に多く、いじめ・嫌がらせの割合は前年度の8%から増加している。また、それ以外にも多岐にわたって相談が寄せられている(図2-4)。



3 労働局長の助言・指導制度

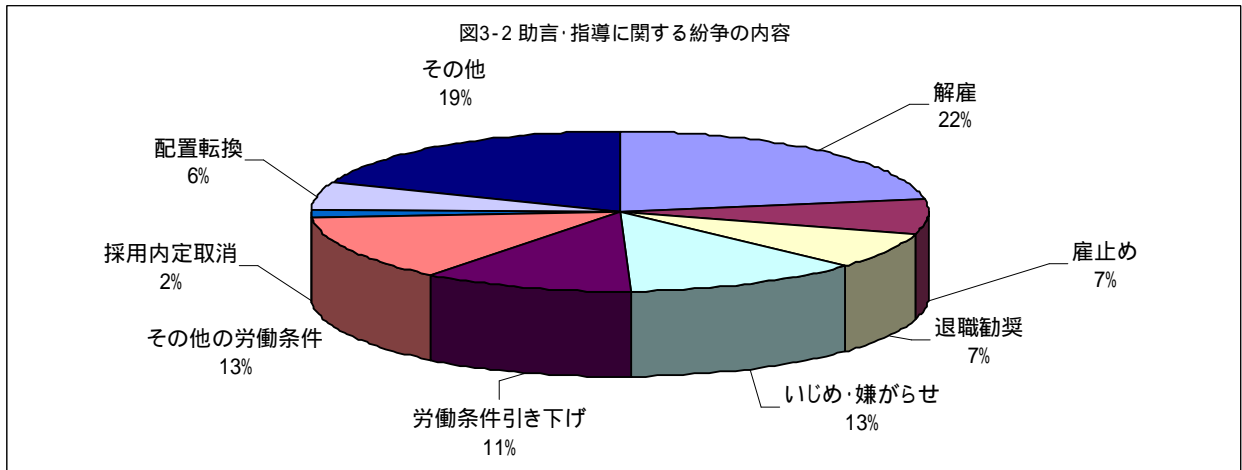
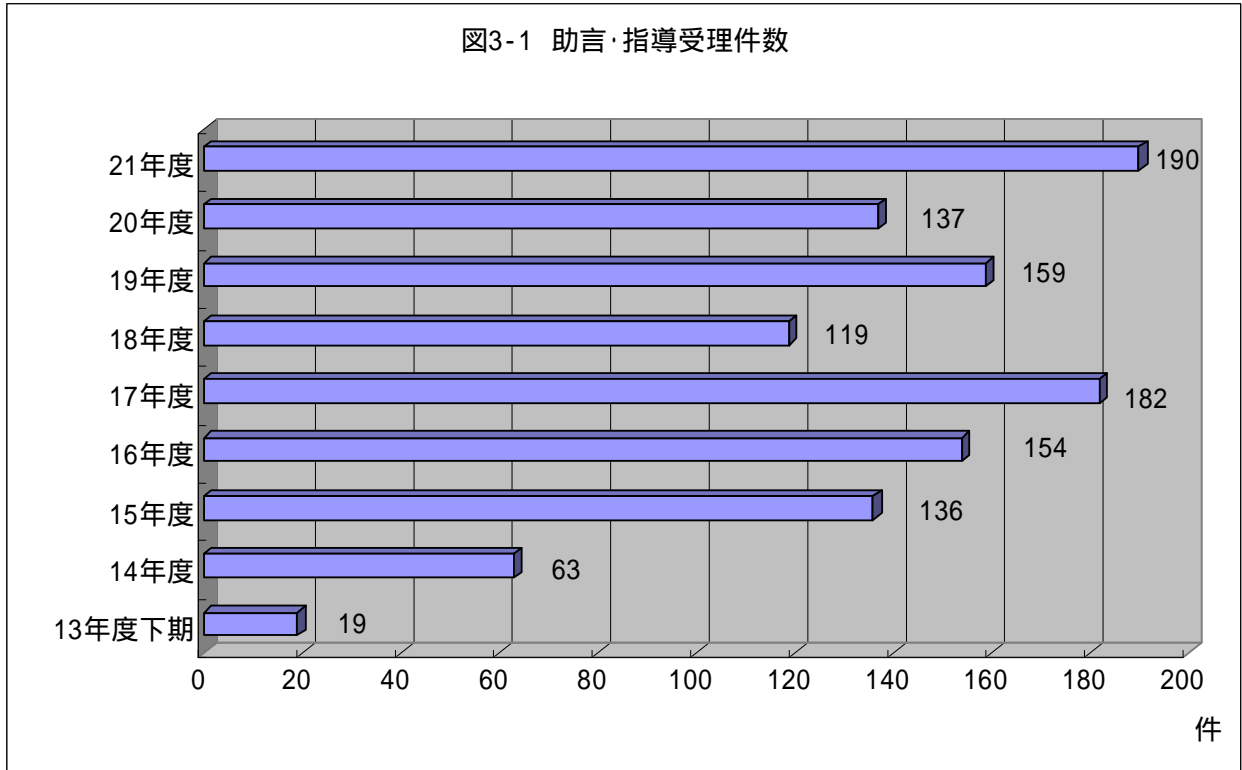
(1)「労働局長の助言・指導(注1)」とは、都道府県労働局長が、関係法令や判例等を参考に個別労働関係紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度である。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは性格が異なり労働基準法等の法違反の事実がない事案について、紛争当事者に対して話し合いによる自主的解決を促すものであって、一定の措置の実施を強制するものではない。したがって、法違反の事実がある場合には、まず法令等に基づき指導権限を持つ機関がそれぞれ行政指導を実施することになる。

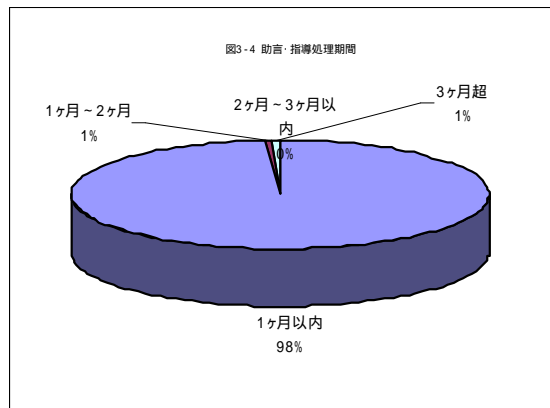
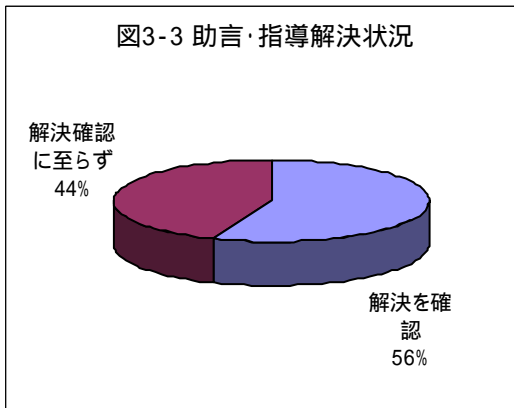
(注1) 紛争事案の重要性や複雑性にかんがみ、慎重かつ的確な助言・指導を行う必要があると認められる場合は、判例や実務に詳しい専門家(労働関係紛争担当参与)の意見を求めて助言・指導を行う。京都労働局では5名の労働

関係紛争担当参与が任命されている。

(4) 平成 21 年度の助言・指導申出受付件数は 190 件であり、前年度 137 件から 39%の増加となった(図 3-1)。紛争は、前年度と同様、解雇、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げの順に多くなっている(図 3-2)。



(3) 解決状況は、平成 21 年度中に助言・指導を終了した 190 件のうち 56%に当たる 106 件は解決を確認している(図 3-3)。なお、助言・指導の処理期間は、ほぼ 100%が 1 ヶ月以内に処理を終えており、迅速な運用が図られている(図 3-4)。

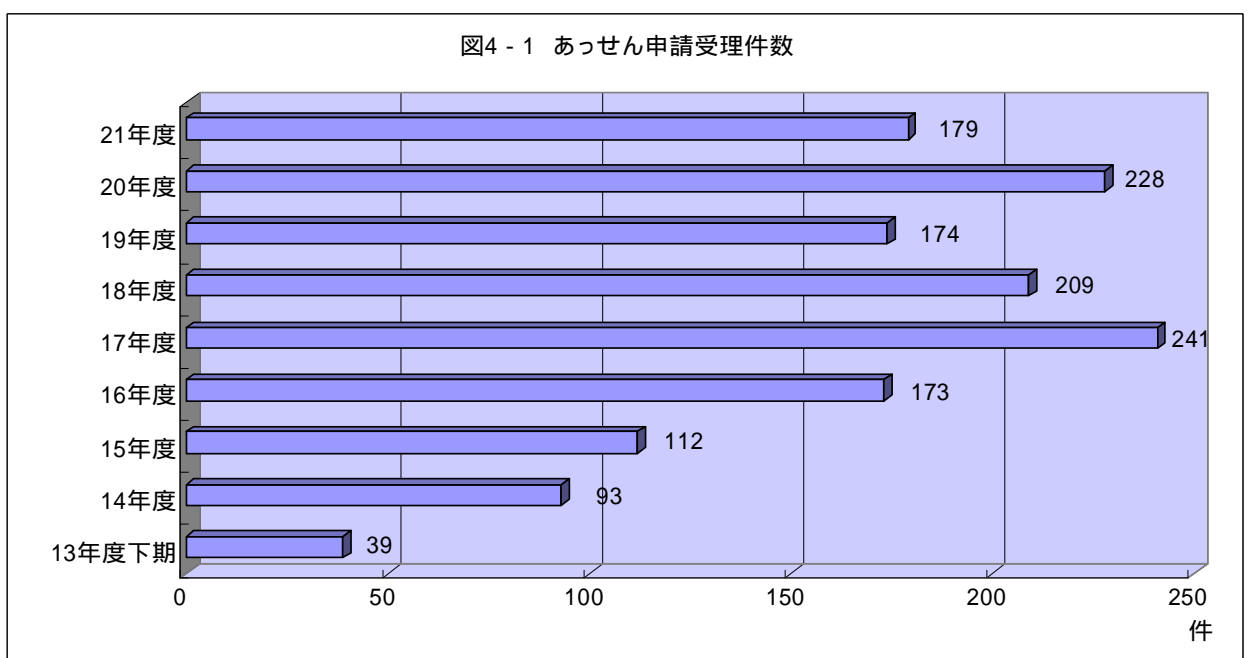


(4) 助言・指導申出人の就労状況は、正社員 55%、非正社員 40%、不明等 5%であり正社員の割合が高くなっている。

4 紛争調整委員会によるあっせん制度

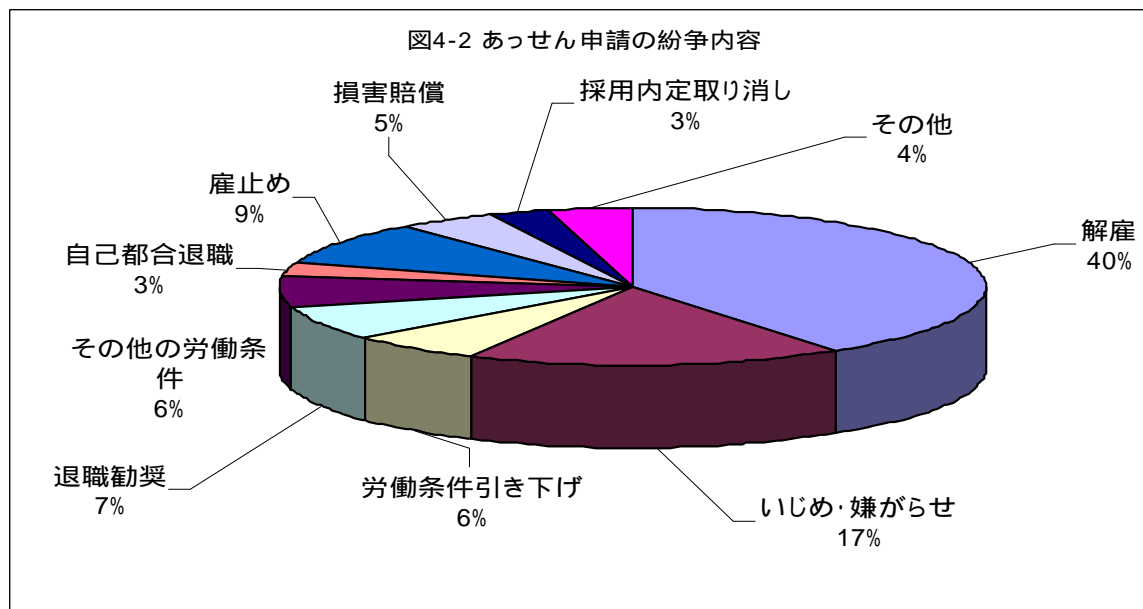
(1) 「紛争調整委員会(注2)によるあっせん」とは、紛争当事者の間に学識経験者であるあっせん委員が入り、双方の主張の要点を確かめ、事案によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど当事者間の話し合いを促進・調整することにより紛争の解決を目指す制度であり、実際には多くの事案において解決金、和解金等の支払いによる金銭解決が図られている。

また、あっせんは、労使間の民事問題に関する任意の制度であるため、あっせん開始の通知を受けた相手方(被申請者)が、あっせん手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんを実施せず、処理を打ち切ることとなる。また、紛争当事者の双方があっせん内容に合意し和解に達した場合には、合意内容は民法上の和解契約の効力をもつこととなる。



(2) 平成21年度におけるあっせん申請受理件数は179件(注3)と前年度(228件)に比べ約20%の減少となった(図4-1)。但し、平成19年度(174件)に比べると増加している。

あっせん申請における紛争内容は、解雇に係るものが40%と半数近くを占め、次いで職場におけるいじめ・嫌がらせに係るものが17%を占めている(図4-2)。前年度、前々年度と比べて解雇の割合はやや減少しているが、いじめ・嫌がらせに係るものは増加している。



(3) あっせん申請における要求内容をみると、補償金の支払いを求めるものが全体の90%で最多となっており、次いで解雇・雇止めの撤回(4%)、謝罪(2%)や不利益変更の撤回(1%)、損害賠償請求額の減額(1%)を求める事案などがあつた(表2)。

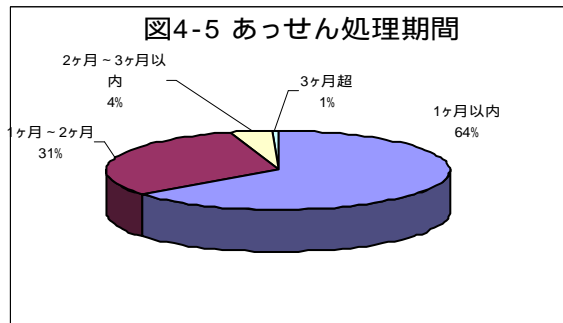
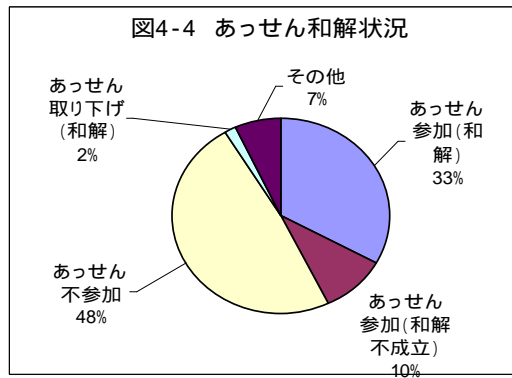
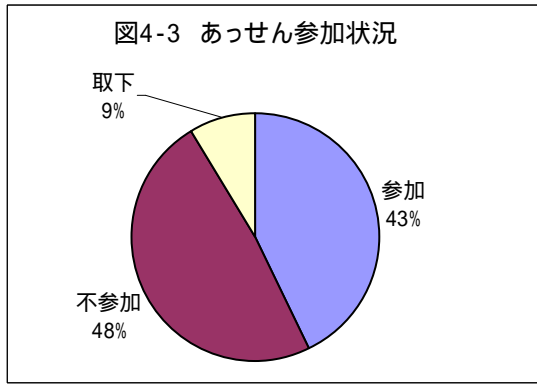
また、あっせんでの合意状況についてみると、平成21年度中に処理を終了した事案185件(注3)のうち61件(33%)の事案があっせんにより和解に至っているほか、3件(2%)があっせん処理の過程で自主的な解決をみている。一方、108件(58%)の事案については、事業主のあっせん不参加やあっせんにおける合意不成立により手続きを打切っている。また、参加率は43%(図4-3、4-4、表2)、あっせんが実施された事案についての和解率は77%(図4-5、表2)と、いずれも、前年と同水準である。

なお、あっせん手続きの処理期間については、1ヵ月以内(64%)、2ヵ月以内(31%)、2ヵ月超え(5%)であり、全体の95%が受理から2ヵ月以内に処理を終了している。(図4-5)。

(注2) 紛争調整委員会とは、大学教授、弁護士等労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員

会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。現在、京都紛争調整委員会には6名の委員がおり、この委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

(注3) 平成21年4月~平成22年3月までの1年間にあっせんの手続きを終了した事案は前年度からの繰越を含み、同期間中にあっせん申請を受理した事案179件とは対応していない。



【表2】 あっせん申請における要求内容(平成21年度受理事案179件分)

要求内容	補償金	解雇・雇止め撤回、復職	謝罪
件数 (%)	172 (90)	7 (4)	4 (2)

要求内容	不利益変更撤回	損害賠償軽減	その他	合計
件数 (%)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	192 (100) 注4

(注4) 1事案において複数の要求を求める事案については、各項目に計上しているため、合計数192は平成21年度のあっせん申請受理件数179件と一致しない。

【表3】 あっせん申請の和解状況 (平成21年度処理終了事案185件分 注5)

項目	処理終了件数(全数)	あっせん和解成立件数	打切り		取下げ		和解率	
			あっせん和解不成立件数	あっせん不参加件数	和解による取下げ件数	和解以外の取下げ件数	処理終了件数に対する和解率	あっせん実施事案における和解率
件数又は%	185件	61件	18件	90件	3件	13件	35%	77%

(注5) 「処理終了件数に対する和解率」は、(あっせん和解成立件数 + 和解による取下げ件数) / 処理終了件数により算出している。

「あっせん実施事案における和解率」は、 あっせん和解成立件数 / (処理終了件数 - (あっせん不参加件数 + の取下げ件数)) により算出している。

参考

全国における運用状況について(平成 21 年度)

平成 21 年度個別労働紛争解決制度の施行状況(全国計)

1 総合労働相談件数	1,141,006 件 (6.1%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	247,302 件 (4.3%増)
2 助言・指導申出受付件数	7,778 件 (2.4%増)
3 あっせん申請受理件数	7,821 件 (7.5%減)

助言・指導及びあっせんの処理状況

(1) 助言・指導処理期間(全国平均)

1 カ月以内	1 カ月超え
95.6%	4.4%

(2) あっせん合意状況(全国平均)

合意の成立	あっせん打ち切り	取下げ
35.0%	58.1%	6.4%

(3) あっせん処理期間(全国平均)

1 カ月以内	1 カ月～2 ヶ月	2 ヶ月超え
53.0%	37.5%	9.5%

近畿における各労働局の受理件数

局名 件数	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
総合労働相談	11,757	40,010	117,927	63,967	9,389	8,690
個別労働紛争相談	2,266	7,044	22,472	13,645	1,797	1,856
助言・指導	116	190	584	261	71	173
あっせん	120	179	551	213	160	46

京都府内の総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
京都駅前 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8216) 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608 - 9 日本生命京都三哲ビル8階	075 - 342 - 3553 0120 - 829 - 100 フリーダイヤル・京都府内限定
京都労働局 総合労働相談コーナー	(〒604 - 0846) 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局内	075 - 241 - 3221
京都上 総合労働相談コーナー	(〒604 - 8467) 京都市中京区西ノ京大炊御門町19 - 19 京都上労働基準監督署内	075 - 462 - 5111
京都下 総合労働相談コーナー	(〒600 - 8007) 京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内	075 - 254 - 3195
京都南 総合労働相談コーナー	(〒612 - 8106) 京都市伏見区豊後橋町 京都南労働基準監督署内	075 - 601 - 8321
福知山 総合労働相談コーナー	(〒620 - 0035) 福知山市内記1丁目10 - 29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内	0773 - 22 - 2181
舞鶴 総合労働相談コーナー	(〒624 - 0913) 舞鶴市上安久無番地 舞鶴労働基準監督署内	0773 - 75 - 0680
丹後 総合労働相談コーナー	(〒627 - 0012) 京丹後市峰山町杉谷 丹後労働基準監督署内	0772 - 62 - 1214
園部 総合労働相談コーナー	(〒622 - 0003) 南丹市園部町新町118 - 13 園部労働基準監督署内	0771 - 62 - 0567